



# 登記手続案内について



QRコードを読み込んでください。

登記申請書や法定相続情報証明制度の様式・作成方法については、「法務局ホームページ」でご案内しています。

申請書や添付書類等の様式は、ホームページからダウンロードできます。



申請書等の様式・作成方法をホームページでご覧になった上で、申請書等の作成、添付書類の取寄せを行った上、電話又はウェブで「登記手続案内」の予約をお申込みください。

登記手続案内は**完全予約制**です。予約のない場合は、お受けできませんので、あらかじめご了承ください。

登記手続案内は、電話、法務局窓口での対面又はウェブ会議サービスのいずれかの手法を御希望に応じてお選びいただくことができます。

電話又は対面での手続案内を御希望の方は、各法務局にお問合せください。



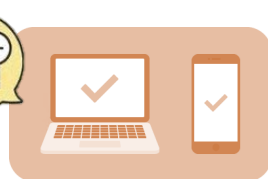
電話、対面による登記手続案内の予約はこちら

	岡山地方法務局庁名	電話番号
不動産の登記	本局(不動産登記部門)	086-224-5658
	備前支局	0869-64-2770
	倉敷支局	086-422-1260
	笠岡支局	0865-62-5295
	高梁支局	0866-22-2318
	津山支局	0868-22-9155
商業法の登記	本局(法人登記部門)	086-224-5715



ウェブによる登記手続案内の予約はこちら

※令和8年4月現在、ウェブ予約対応庁は、**本局のみ**となっています。  
(岡山県内全域の不動産の登記及び商業・法人の登記にご利用いただけます。)



登記の管轄区域の確認はこちら



管内法務局一覧はこちら



ご自身で申請書等の作成が難しい、時間がない、という方は、こちらにご相談ください。

岡山県司法書士会

TEL 086-224-2334  
(無料電話相談 月~木 17:00~19:00)

岡山県司法書士会 検索

岡山県土地家屋調査士会

TEL 086-222-4606

岡山県土地家屋調査士会 検索

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ

## 案内・内容 について

- ・申請書等の書き方、必要な書類等に関する一般的な説明のみを電話、法務局窓口での対面又はウェブにより行います。
- ・申請書や添付書類は、ご自身での作成をお願いします。
- ・登記申請は、一定の法律効果を伴う専門的な手続であるため、登記手続案内においても、事案によっては、司法書士等の資格者代理人への依頼をご案内させていただく場合があります。

## 予約 について

・登記手続案内は**完全予約制**です。事前に電話又はウェブでお申込みください。

(※令和8年4月現在、ウェブ予約対応庁は、**本局のみ**となっています。)

### 電話での予約方法

お近くの法務局に電話でお申込みください。

登記手続案内の予約をお願いします。



ご予約の際は、お名前、連絡先(電話番号)、登記の手続内容をお知らせください。

○月○日○曜日、○時からでよろしいですか。



ご希望の時間に合わせ、予約を承ります。

ご予約を承りましたのでお越しく下さい。



### ウェブでの予約方法

法務局手続案内予約サービスからお申込みください。



※令和8年4月現在、ウェブ予約対応庁は、**本局のみ**となっています。  
(岡山県内全域の不動産の登記及び商業・法人の登記にご利用いただけます。)

ウェブ会議サービスに接続し、手続案内を行います。

ご案内します。



## 対象者 について

・登記手続案内は、登記の申請に関する**申請予定者本人**や**法定相続情報一覧図の申出予定者本人**を対象としています。

## 案内時間 について

・登記手続案内は**20分以内**とさせていただきます。  
(継続して登記手続案内の必要が生じた場合は、次回の予約をお取りください。)

## ご注意

・登記手続案内では、申請書及び添付書面の**事前確認(事前審査)はできません**。内容の審査は、申請の受付後、登記官が行います。  
・司法書士や土地家屋調査士などの資格を持っていない方が他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意ください。